

仕 様 書

1 業務の名称

採用広報WEB動画制作業務

2 業務の目的

有為な人材を確保するために、本市職員として働くことに興味がある方や公務員に興味がある方に対し、本市で働く魅力をより受け取りやすい形で発信するWEB動画を制作する。

3 制作動画の種類

以下の2種類の動画を制作する。

(1) 座談会動画

(2) 職員密着動画

(2)については、土木職、建築職、電気職、機械職、衛生職（環境保全・水質系）、衛生職（保健衛生・獣医系）、造園職の7本の動画を制作する。

4 制作動画の尺

各5～10分程度

5 業務内容

(1) 撮影

札幌市内での撮影作業15日分

※座談会動画：1日、職員密着動画：各2日の想定

(2) 編集

上記5(1)のデータに加え、委託者が提供する説明資料、字幕原稿、写真・動画データ及び編集指示書などを基に、編集作業を行うこと。編集作業にはリデザインを含み、要点を抑えた効果的な字幕を適宜挿入すること。校正は各動画4回まで。

(3) サムネイルの作成

(4) オープニング動画（アイキャッチ）の作成

座談会動画及び職員密着動画それぞれにおいて、5秒程度のオープニング動画（アイキャッチ）を作成すること

(5) BGM及び音響効果の挿入

映像やナレーションと調和するBGM及び音響効果を受託者の責により用意すること。なお、BGM及び音響効果は、著作権等の権利が他者に帰属していないフリーのもの、又はその権利を受託者が所有しているもの、あるいはその権利を受託者の責により獲得したものとする。また、その著作権等は全て委託者に帰属する。

(6) その他

ア 業務の着手にあたっては、契約後、スケジュールや業務実施方法等を事前に委託者と協議し、承諾を得ること。また、業務実施中も委託者と連絡を密にし、疑義が生じたときは、その都度、委託者の確認を得ること。

イ 構成については、委託者が企画立案するものを基本とするが、業務の実施に当たって、受託者と委託者とで十分に協議し、受託者は企画内容の調整、必要に応じて委託者へのアドバイス等を行なうものとする。

(7) 想定スケジュール

作業工程及びスケジュールは概ね次のとおり予定している。

契約直後	受託者と協議
10月上旬～12月下旬	撮影
12月下旬頃	初稿渡し
1月上旬～3月上旬	編集、校正
3月上旬	納品

6 納品（成果物）

(1) ファイル形式など

MP4形式及びASX形式、フルHD、画角（アスペクト比）16：9

(2) 納品枚数

D V D - R × 8 枚

各 D V D - R には各動画の完成物をそれぞれ保存するとともに、受託者が撮影した写真、動画、音声等についても保存したものを納品すること。

※ なお、納品データについては、いずれも W i n d o w s パソコンで読み込めるものとする。

7 納入期限及び納入場所

令和 7 年 3 月 7 日（金）札幌市人事委員会事務局任用課

8 その他

- (1) 本業務履行に当たり、本仕様書定めのない事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (3) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (4) この業務の遂行に当たり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (5) この業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (6) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する著作権者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

- (7) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

9 担当

札幌市人事委員会事務局任用課 覚張（がくばり）、中村（TEL：011-211-3143）